1-3-1 移転計画策定業務

1 業務の目的

本業務は、下妻市の新庁舎建設に伴い、別記3「移転対象施設」の物品、文書等を新庁舎へ移転するにあたり、綿密な移転計画の策定とこれに基づく細やかな調整及び効率的な作業により、行政サービスの提供に影響を及ぼすことなく、円滑に遂行することを目的とする。

2 業務内容

- (1)「業務計画書」の作成
 - ・受託者は、契約締結後速やかに、作業項目の抽出や課題の洗い出しを行った上で、 全体の業務工程、実施体制、作業概要等を示した「業務計画書」を提出すること。
 - ・内容に変更があった場合は、随時「変更業務計画書」を提出すること。
- (2) 「現状調査書」の作成
 - ・受託者は、契約締結後速やかに、別記3「移転対象施設」にある什器・物品について、仕様、数量、配置、破損状況などの調査書を提出すること。
 - ・機器についても同様に調査するとともに、必要な情報(作業動線・解体・組立作業 の有無)を確認し、作業者及び作業区分を明確にすること。
 - ・調査時に所属ごとの文書量及び物品量を把握すること。
- (3) 「レイアウト修正図」の作成
 - ・受託者は、現状調査結果及びリストに基づき、現状レイアウト図及び移転完了後の 新レイアウト図の更新及び移設もしくは廃棄がわかるように「レイアウト修正図」 を作成すること。
- (4)「養生計画書」の作成
 - ・受託者は、移転業務にあたって搬入口、エントランス、エレベータ、階段、通路等 損傷の恐れがあると判断される部分については、現地確認及び施設管理者へのヒア リングを行い、養生内容を具体的かつ詳細に示した「養生計画書」を作成するこ と。移転期間中に防火設備等に支障をきたさないような配慮を行うこと。
- (5)「移転スケジュール」の作成
 - ・受託者は、現状調査や物量把握及び、発注者や関係事業者との調整を踏まえ、関係 事業者のスケジュールを含んだ、「移転スケジュール」を作成すること。受注者のスケジュールには、行政サービスによるイベント期間(竣工式・開庁式含む)などが含まれる為、事前にリサーチや個別確認を行いスケジュール作成に臨むこと。什器の搬出入や、電源等の配線工事や移転前後の機器解体・組立・離線・梱包、開梱・設置・接続・疎通確認作業のタイミングや時間なども考慮に入れて作成すること。
- (6)「移転作業実施計画書」の作成
 - ・受託者は、発注者及び関係業者との調整を踏まえ、移転計画の内容を精査し、より 詳細で具体的な移転工程表や体制表、緊急事態発生時対応表、搬送計画、梱包資材 類供給計画などを含んだ「移転作業実施計画書」を作成すること。

- ・「移転作業実施計画書」の作成にあたっては、搬出入箇所や通路を含め移転時の動線等 の調査を実施すること。受託者にて搬送が困難と思われるものは速やかに発注者へ 報告し、協議を行うこと。
- ・移転においては、発注者が提供している行政サービスに影響のない計画とし、下記 事項を含んでいること。
 - ①移転作業の日程及び作業時間
- ②別記3「移転対象施設」の周辺道路を含む搬出入経路
- ③各部署の移転順序及びその物量
- ④作業工程や人員等
- ⑤発注者が別途契約する事業者との調整 (7-2機器移設に関する共通要件書参照)
- ⑥その他移転に必要となる事項
- ・移転計画の内容に変更が生じる場合、発注者へ「変更移転作業実施計画書」を提出 し承認を得ること。

(7)搬出入調整作業及び入退館管理

- ・新庁舎竣工引き渡し後に搬出入される関連業者(工事・新規什器備品・その他)と のスケジュールを事前に調整すること。
- ・新庁舎竣工後から開庁日前日までの月曜日〜金曜日の全日を対象とし、新庁舎の入 退館管理を実施し、建物内での事故等の発生を予防すること。時間は基本的に 8:30 ~17:30 までを想定している。なお、開庁直前等の土日、祝日については移転業務 を含めた関連業者等の搬出入が想定されるため、発注者と協議の上、必要に応じて 実施すること。
- ・入退館管理実施にあたり、トイレ、電源は無償とする。その他備品、消耗品は受託 者にて用意すること。
- ・ただし、行政サービスのため、時間外において実施する必要があるものについて は、別途、発注者が日時を指定するものとし、この限りではない。

(8) その他

- ・各種打合せ、会議等については、議事録等の文書を作成すること。
- ・必要に応じて、移転対象施設の職員等へのヒアリング及び調整を行うこと。
- ・専門的見地から、効率的、経済的な移転計画等について随時提案すること。

3 成果品

受託者は、次の表に掲げる成果品を、原則 A4ファイルにとじ込んだものを 2 部、 DVD-R 等(ウィルスチェックを済ませたうえで、DVD-R 等表面に「タイトル」「納品日」「ウィルスチェック済み」と記載すること。)へ保存した電子データを発注者へ提出すること。なお提出時期、ファイル形式等については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。

成果品	内容
1業務計画書	別記1 2(1)に定めるもの
2 現状調査書	別記1 2 (2) に定めるもの
3レイアウト修正図	別記1 2 (3) に定めるもの
4 養生計画書	別記1 2 (4) に定めるもの
5 移転スケジュール	別記1 2 (5) に定めるもの
6 移転作業実施計画書	別記1 2(6)に定めるもの
7 その他本業務に係わる資料	発注者の求めに応じて作成した資料や議事録等